

「クリティカルシンキング」という授業における 論証文作成力向上に資する多值的考え方と 「反論」技術の習得

平 柳 行 雄

Multiple-valued Orientation and the Refutation Skill to Make Argumentative Essays More Excellent in the Class of “Critical Thinking”

Hirayanagi Yukio

抄 録

2021年度春学期「クリティカルシンキング」の受講生に10回の論証文作成を課した。この論証文作成過程で、多值的考え方の重要性を確認した。本稿では、2名の受講生それぞれ2回の論証文（1回は最終論証文で、もう一回はそれ以前の主題における論証文）の事例分析を通して、「反論」技術（立論と反論のスキルまたは根拠と隠された論拠の妥当性を検証するスキルの習得と非形式論理学の知識の応用）が論証文作成力向上に資していることを指摘した。さらに、「反論」技術欠如の最終論証文の事例分析も3例掲載した。また、授業中に実施されたアンケート調査から、個々の論証文の添削や授業中の誤り分析を通して、「反論」技術の習得がいかに重要かを確認した。

キーワード：多值的考え方、「反論」技術、非形式論理学の知識習得、日本の死刑制度

(2021年9月15日受理)

Abstract

Making argumentative essays were assigned ten times to the students enrolled in the class of Critical Thinking at the spring semester of the academic year of 2021. The importance of studying multi-valued orientation is confirmed in analyzing these essays. The case analyses were conducted: two students' argumentative essays on "Capital Punishment System in Japan" are compared with those written formerly by the same students on the different subjects. It is found that the improved refutation skill can contribute to making more excellent essays, based on the analyses mentioned above. The refutation skill includes the one of verifying validity of evidence and hidden rationale and the one of applying the knowledge of informal logic. The three samples showing the lack of

refutation skill on the final subject are also analyzed. According to the questionnaire result conducted in class, it is confirmed that improved refutation skill is important, through correction to errors in students' essays and error-analysis in class.

Keywords: multi-valued orientation, refutation skill, acquired knowledge of informal logic capital punishment system in Japan

(Received September 15, 2021)

1. はじめに

本報告は、筆者がK大学で担当した「クリティカルシンキング」という2021年度春学期の授業で、受講生の多値的考え方や「反論」技術（立論と反論のスキルまたは根拠と隠された論拠の妥当性を検証するスキル、演繹的・帰納的推論や逆・裏・対偶命題等の非形式論理学の知識を応用するスキル）の習得が論証文作成力の向上に資していることを検証したものである。本稿では、2名の受講生それぞれ2回の論証文（1回は、最終論証文の主題である「日本の死刑制度」、もう1回はそれ以前の主題）における事例分析を行った。2名の受講生の論証文は、1名が第5回と最終回、もう1名が第10回と最終回に書いたものである。2021年度春学期の授業内容は付録1に掲載している。

春学期14回の授業で、4回分を除いて毎回主題を与え、それに関する論証文とリフレクションシートを授業中作成してもらった。その論証文を添削し、リフレクションシートに書かれている質問に回答した。井上はリフレクションシートを「議論のあとで、何を議論したのか、そこで何を感じたかを書いたシート」と定義している（2008：131）。最終論証文以外の第1回から第10回の論証文は筆者が添削したが、最終論証文の主題である「日本の死刑制度」については、その概要を説明しただけであった。

「日本の死刑制度」に関して、次の(1)～(4)の項目を説明した。(1)死刑廃止の主な根拠と考えられる項目は①人権擁護、②冤罪防止、③抑止力がないことであり、一方、存置の主な根拠と考えられる項目は①世論重視、②遺族感情の尊重である。(2)袴田事件、(3)永山基準、(4)附属池田小学校事件と土浦連続殺傷事件も取り上げた。

上記(1)～(4)の項目((1)は①人権擁護のみ)を簡単に説明しておく。(1)死刑廃止の主な根拠と考えられている人権擁護に関して説明する。生命は、日本国憲法第11条において「侵すことのできない永久の権利」とされている基本的人権の核であり、死刑はその生命を剥奪する刑罰である。(2)袴田事件は、死刑制度廃止の根拠となり得る冤罪に関する事例であり、1966年に静岡県清水市で発生した強盗殺人放火事件である。裁判で死刑が確定していた袴田巖元被告が判決の冤罪を訴え、2014年に死刑判決の再審を命じる決定が下された。(3)永山基準とは、1983年連続4人射殺事件の被告人であった永山則夫に対して、最高裁が二審の無期懲役を棄却した際に示された名称である。この基準が、以降の

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多面的考え方と「反論」技術の習得

死刑判決の適用に広く影響を与えた。(4) 2つの事件とも被告人の死刑願望が動機となった凄惨な無差別事件であり、「死刑には抑止力がない」という主張の根拠として用いられている。前者は2001年に被告人がこの小学校の校内に侵入し、同校の児童8名を殺害し、15名に重軽傷を与えた事件であり、後者は2008年に被告人が男女8人に刃物で襲いかかり1人を死亡、7人に重軽傷を負わせた事件である。

受講生には、この主題に関する論証文の資料を準備し、作成当日に試験場でそれを引用し、100分で作成してもらった。授業で説明した論証文の構成（序論・本論・結論）や立論・異論・反論・反駁（これらの定義は後述する）を理解し、適切に応用しているかどうか、主張の根拠となる適切な資料を使っているかどうかを、筆者が確認するための受講生の準備である。前もって論証文を自分で作成し、それを授業中に写すことは避けるように指示した。写すだけでは、この授業で重要視している「考える」ことができない、と考えたからである。

「日本の死刑制度」を最終論証文の主題と課した理由は2つある。第一に、その資料が豊富に存在すること、第二に、死刑制度に関する主題文作成には絶対的終身刑に言及する必要があることである。2つの視点が存在することになれば、表1の四分割表(a)～(d)で記されている4つの立場が考えられることに気づくことができる。道田・宮元によれば、四分割表とは、2×2の4つのマス目でできた表のことである(1999:27)。萱野は、絶対的終身刑を次のように定義している(2017:72)。

海外では、終身刑に仮釈放の可能性を認めている国も少なくない。そうした終身刑はしばしば「相対的終身刑」といわれる。それはどちらかといえば、日本の無期懲役に近い。それに対してここで終身刑というときは、あくまでも仮釈放のない絶対的な終身刑を指す。

表1

	絶対的終身刑を導入する	絶対的終身刑は導入する必要はない
死刑制度を存続する	死刑制度を存続し、絶対的終身刑を導入する (a) 2名	死刑制度を存続し、絶対的終身刑は導入する必要はない (b) 8名
死刑制度を廃止する	死刑制度を廃止し、絶対的終身刑を導入する (c) 29名	死刑制度を廃止し、絶対的終身刑は導入する必要はない (d) 12名

絶対的終身刑に言及した死刑制度に関する立場は4つ存在する。一般的には、表1の(b)と(c)の2つの立場しか考えられない。何故なら、(a)は厳しすぎるし、(d)は寛容すぎると考えられるからである。しかしながら、今回の受講者は、(a)も(d)もありうることを示してくれた。表1には、受講者がどの立場に属しているかの人数も示している。但し、死刑廃止という立場を表明しながら、絶対的終身刑に対する態度を論証文の中で言及していない受講者が7名いた。論証文提出者総数は58名であり、そして死刑廃止の立場は48

(29 + 12 + 7) 名 (82.7%)、存続の立場は 10 (2 + 8) 名 (17.2%) という結果であった。

絶対的終身刑の導入の是非の議論が四分表で示されていることは、多値的考え方に基づいている。藤澤によれば、多値的考え方とは、複数の視点から物事を判断したりする考え方を言う (2011:175-176)。例えば、物事を「良い」と「悪い」に二分するのではなく、「非常に良い」「良い」「普通」「悪い」「非常に悪い」のように 5 段階で考えることを指す。死刑制度を「存置か廃止か」または「存置するか廃止し絶対的終身刑を導入するか」の 2 つの立場からしか考えないのであれば二値的考え方であるが、表 1 のように 4 つの立場を考えれば多値的考え方となる。

2. 立論・異論・反論・反駁

「反論」技術の習得のために、「異論+反論」と「立論+反論+反駁」における根拠と隠れた論拠の妥当性検証をする必要がある。福澤によれば、根拠とは、「あなたの主張には何か具体的な証拠はありますか」という質問に対する答えであり、論拠とは、「あなたが提示した根拠がどうしてあなたの主張と関連づけられるのですか」という質問に対する答えである、と説明されている (2002:80)。第 1 回から第 10 回までの授業で、立論・異論・反論・反駁の区別を説明し、受講生には、それぞれの論証文作成でこの 4 つを使いこなす練習をしてもらった。誤った箇所を含む事例を授業で共有するために、その論証文を作成した受講者の承諾を得た。野矢は立論・異論を (2001:140)、大井は反論を (2006:124)、松本は反駁を (1996:43)、次のように定義している。

立論：あることを主張し、それに対して論証をあたえる

異論：相手の主張と対立するような主張をする

反論：反対意見に対して、なぜ自分は同意できないのかを述べることにより、自分の意見の優位性の論証を試みる

反駁：相手からの反論に返答をして自らの議論を守る

なお、野矢は、論証とは、適切な根拠から適切な導出によって結論が導かれていることであり、導出とは、ある主張から他の主張を導く過程と定義している (2006:57)。

「異論+反論」を使った事例と「立論+反論+反駁」を使った事例を 1 つずつ説明する。前者の反論と後者の反駁作成には、隠れた論拠の妥当性を検証することが必要である。「異論+反論」から説明する。「女性専用車両を存続するか廃止するか」の議論で、存続派が「女性専用車両は痴漢防止になる」と主張する。これに対して、廃止派が「女性専用車両は男性差別になっている」と言えば、異論を表明しているだけで反論とはなっていない。「痴漢防止」に反論しようとするれば、「女性専用車両は痴漢防止にはなっていない」と言わねばならない。

この論証は次のようになる。まず、「すべての女性が女性専用車両に乗車できる」という論拠の誤りを確認しなければならない。女性専用車両は編成車両のなかの一両だけなの

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多値的思考方と「反論」技術の習得

で、何名かの女性は一般車両に乗車しなければならない。即ち、女性専用車両が存続すると、一般車両に乗車する女性は、この車両が導入される前に較べて減少する。一般車両では、相対的に痴漢されやすい環境が醸成されていることになる。従って、「女性専用車両は痴漢防止にはならない」と論証できる。

次に、「立論＋反論＋反駁」の反駁の事例を説明する。死刑制度の廃止論者の根拠として、抑止力の欠如をあげ、その事例として、附属池田小学校事件（2001年6月10日に発生）と土浦連続殺傷事件（2008年3月19日と3月23日に発生）を挙げることが出来る。萱野は、「2人の被疑者が死刑になりたくてこのような殺傷事件をおこしたことを明瞭に述べている」と指摘している（2017：61, 69）。「この2つの事例が『抑止力欠如による』ものであり、故に、死刑制度は廃止すべきである」という廃止論者の主張に対する反論として、「1つ、または2つの事例から結論をだすのは性急な一般化であり、『抑止力欠如とは言えない』と存置論者は主張できる。香西によれば、性急な一般化とは、「少数の、あるいは不適切な事例の観察から、それらの事例に見られる性格を、それらを含む母集団全体の性格と決めつけてしまう詭弁」である（2009:156）。この反論に対して、「このような凄惨な事件は、社会的影響が非常に大きいため、一例または二例だけで十分である」と反駁（再反論）できる。この反駁に使う論拠は、「『性急な一般化は誤りである』という命題はどんな場合でも妥当である」ということになる。そこで、この論拠の誤りを指摘し、「性急な一般化と考えられる事例でも例外はあり得る。『抑止力欠如と言えない』ことはない。即ち、抑止力は欠如している」と主張すればよい。

3. 受講生の書いた論証文分析と「反論」

香西は「反論」を次のように述べている（1995：21）。

あることを主張するということは、それだけで先行する意見に対する異論・反論の性質を持っている。――立論が反論の性質を帯びているのだ。――それら（総合雑誌に掲載されている評論）は特に「反論」として書かれたものでなくても、必ず先行研究に対する反論をいくつか含んでいるはずである。

そこで、本稿では、2.の小見出しで説明した立論・異論・反論・反駁を「反論」でひとくくりとする。そして、ひとくくりにされたものを「反論」として、括弧つきで表現する。即ち、反論と「反論」を区別する。なお、「異論＋反論」や「異論＋反論＋反駁」の反論は前者である。

「日本の死刑制度」を主題にした論証文の作成は、(1)多値的思考方による否定文の作成ができているかどうか、(2)「反論」技術（「反論」（立論と反論）のスキルまたは根拠と隠された論拠の妥当性を確認するスキル）が向上したかどうかを検証するためのものである。[受講生1]～[受講生4]までの事例が立論（「反論」でもある）を検証するものであり、[受講生5a]から[受講生6b]の事例は2名の受講生の「反論」技術の向上を検証したものである。但し、[受講生5a]～[受講生6b]のaとbは同一人物の書いた論証文を

指し、aは第5回（「日本における女性専用車両継続の是非」という主題）と第10回（「日本の裁判員制度を継続するか、廃止するか」という主題）の授業で書いたものであり、bは「日本の死刑制度」に関して書いたものである。

〔受講生〕という表記の右隣には、それぞれの受講生が「日本の死刑制度」に関して存続・廃止のどちらの立場か、絶対的終身刑に賛成（YES）か反対（NO）かを記している。なお、下記に掲載する論証文を書いた受講生には、この論文に掲載することを個別にメールで承諾を得ている。

3. 1. 多値的思考方による否定文作成の事例検証

〔受講生1〕 廃止でNO

筆者は、死刑制度を廃止すべきであると考え。また、絶対的終身刑は導入すべきではないと考える。――絶対的終身刑は、社会に戻れない受刑者にとって、精神的負担とストレスが強く、刑務官はどのように受刑者に接してよいか分からないので、両者にとってメリットはない。

よって、死刑制度を廃止し、絶対的終身刑を導入する必要はないと考える。

この受講者は、「導入すべきではない」と「導入する必要がない」は同じ意味と考えたようである。しかし、微妙に異なる。「好きである」の否定は、「嫌いである」と「好きとも嫌いとも言えない」の2つの領域を含むので、「好きというわけではない」となる。仲島は、「べき」の否定を、まず、「というわけではない」を文末につけようと主張している。それで、「野菜を食べるべきだ」の否定は、「野菜を食べるべきというわけではない」となり、「野菜を食べるべきではない」という領域だけでなく、「野菜を食べても食べなくてもよい」という領域をも指すことになる、と説明している（2018：46）。

同様に、「絶対的終身刑を導入すべきである」の否定は、「絶対的終身刑を導入すべきではない」ではなく、「絶対的終身刑を導入すべきではない」と「絶対的終身刑を導入してもよい」という領域をも指すことになる、と説明している（2018：46）。

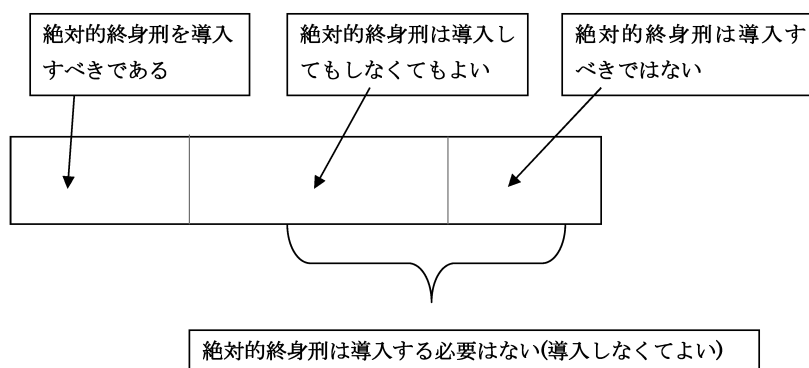


図1

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多面的考え方と「反論」技術の習得

しなくてもよい」という2つの領域を含めた「絶対的終身刑を導入しなくてもよい（導入する必要はない）」となる。しかし、この受講生の書いた事例では、「絶対的終身刑は、受刑者に希望を与えられない刑罰なので不要である」という強い主張になっているので、「導入する必要はない」ではなく、「導入すべきではない」となる。従って、結論の「導入する必要はない」は「導入すべきではない」と修正すべきである。この3つの領域を図示すれば、図1のようになる。そこで、この受講者は多面的考え方を生かせていないと言える。

3. 2. 「反論」の事例検証

[受講生2] 存続で YES

確かに、死刑囚の人権問題はどうなるのか、という意見もある。しかし、人を殺害した者に一般市民と同じように人権が保障されるのはおかしいと考える。

殺人を次の3点で検証してみる。(1) 殺人は正当防衛であったかどうか、(2) 殺人被害者の人数は何名か、(3) 「死刑は合法殺人である」という認識の3点である。第一に、殺人者であっても、正当防衛が証明された者は有罪にならない。犯行に至った色々な状況が考えられるので、「殺人者の人権が保障されるのはおかしい」とは言えない。第二に、この事例では「人を殺害した者」が何人殺したかという人数が記されていないので、「1人を殺害した者も人権は認められない」となる。しかしながら、萱野は次のように指摘している(2017: 90)。

日本の刑事司法は、死刑判決をくだすための目安として、「殺害された被害者が3人以上であれば原則的に死刑、2人の場合は計画性や金銭目的の有無などから死刑にするかどうかを判断、1人であれば原則として死刑は適用しない」という基準を定着させてきた。

「1人を殺害しても死刑になり得る」という主張は、刑事裁判におけるこの基準から「妥当でない」と言える。第三に、「死刑は合法殺人なので、『人を殺害した者』の中に死刑執行をした刑務官も含まれることを理解していなかったのではないか」という点である。萱野は次のように述べている(2017: 119)。

たしかに死刑はほかの殺人とは大きく異なっている。なぜなら、それは法にもとづいて合法的になされるものだからだ。他のあらゆる殺人が違法とされるなか、死刑だけは合法である。

「この受講生は立論が不十分、即ち『反論』力が欠如している」と言い得る。

[受講生 3] 存置で NO

社会の安全のために死刑制度は必要であるので、死刑制度は存置し、絶対的終身刑は廃止すべきである。――

死刑に代わる刑として絶対的終身刑を導入しようとする意見は多いが、これは日本の社会においてムダでしかないと考える。――絶対的終身刑の者に与える食糧などは国の税金からでており、ムダな税金の使い道であると言える。

この事例では、修正箇所として2点指摘する。第一に、「無駄に税金を支払っている」という指摘には、「懲役刑では、強制労働には対価が発生する。一方、死刑では執行までに強制労働がないので対価は発生しない。絶対的終身刑に強制労働を課せば、対価が発生するので、無駄に税金を使っているわけではない」と反論できる。但し、次の萱野の「絶対的終身刑を懲役刑にする」という説明を前もって示した方がよかつたであろう(2017:83)。

絶対的終身刑が税金のムダだというなら、絶対的終身刑を懲役刑にするという案も考えられる。これなら、受刑者は服役中の労働によって何らかの価値を生み出すことになるので、処罰にかかる社会的費用を少しは補うことができる。

第二に、「絶対的終身刑は廃止すべきである」という内容は事実認識上誤りである、という点である。「『絶対的終身刑が存在している』と考えるときのみ、『絶対的終身刑は廃止すべきである』という表現が使える」は正しい。この表現を使っていることから、「この受講生は、絶対的終身刑が存在していると考えている」と言い得る。2021年11月時点で、日本には、仮釈放のある無期懲役は存在しているも、仮釈放のない絶対的終身刑は存在していない。従って、「絶対的終身刑は廃止すべきである」の「廃止すべきである」は「導入すべきではない」とすべきである。条件文の双条件解釈を使った分析である。辻によれば、条件文の双条件解釈は、「もし、『pならばqである』という条件文を『もしpならばそのときだけqである』という文と同義に解釈しているとみなすことが可能である」ことを指す(2001:340)。言い換えれば、「『○○と考えるときのみ、△△である』と言えれば、『△△から○○と考えている』と言える」となる。

[受講生 4] 廃止で NO

死刑制度廃止に対する異論として、死刑制度は犯罪の抑止力があるという意見が存在する。これに対する反論として Death Penalty Information Center によると、アメリカでは死刑廃止地域よりも存置地域のほうが、殺人発生率が著しく高い、とのデータが示されている。これにより、死刑制度は犯罪の抑止力がないといえるであろう。

まず、この受講者の論証文で評価されるべき点は2点ある。1つ目は、Death Penalty Information Center という出典を明らかにしている点、2つ目は、「死刑制度廃止に関する

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多値的思考方と「反論」技術の習得

異論として」の「異論」という表現が的確である（この文脈では、「相手側の主張」という意味なので）点である。

修正が求められる点が2点ある。1点目は、「異論+反論」を述べるには、「死刑制度には犯罪の抑止力がある」という異論に対する根拠を相手側が説明していないということを指摘する必要があるが、指摘していない点である。2点目は、「アメリカでは、死刑廃止地域よりも存置地域のほうが、殺人発生率が著しく高い」というデータから、「死刑制度は犯罪抑止力がない」とは言えない点である。第一の理由は、米国で妥当なデータが日本（最終論証文の主題は「日本」と限定している）に、必ずしも適用できるとは限らない点であり、第二の理由は、死刑制度の有無と殺人認知件数は直接関係がない点である。萱野は、法務省『平成28年度 犯罪白書』を引用して、次のように述べている（2017：89-91）。

日本の殺人認知件数は、1955年頃から低下している。人口10万人あたりの他殺による死亡率は、1955年から50年もたたないうちに1/7程度にまで低下した。――この低下の原因は死刑制度の有無にあるのではない。何故なら、日本は死刑制度を存置し続けてきたからだ。――日本の事例をみるかぎり、殺人が増えるのか減るのかという問題と死刑制度があるのかないのかという問題は、直接的な関係はない。

つまり、「日本では、死刑制度の有無と他殺による死亡率は直接的な関係がない」と述べている。他殺による死亡率を殺人発生率と置き換えると、「日本では、死刑制度に抑止力があれば、死刑制度が廃止された州は存置されている州よりも殺人発生率が高い」とは言えないことになる。竹内は、「順命題が真であれば、対偶命題も真である」と指摘している（2017：76）ので、上記下線部の順命題を対偶命題に変えると、「死刑制度が廃止された州は存置されている州よりも殺人発生率が低ければ、死刑制度に抑止力はない」というこの受講生の指摘している結論になり、これも正しくないことになる。但し、「抑止力がない」という表現は、的確には、多値的思考に基づき、「抑止力があるとは言えない」となる。「抑止力がない」と「抑止力があるとは言えない」は微妙に異なる。従って、「この受講生の指摘している結論は誤りである」と言い得る。

3. 3. 「反論」技術向上の事例検証

[受講生 5a] 「日本における女性専用車両継続の是非」が主題。第5回授業にて。

日本では女性専用車両は継続すべきであると考えます。その理由は、女性専用車両が痴漢被害を怖れる女性にとっての避難場所となっているからである。――

一方で、女性専用車両があることによって、男性が差別待遇を受けているという意見がある。しかしながら、これは女性専用車両を廃止する理由にならないと考える。なぜなら、女性専用車両を廃止せず、男性専用車両を女性専用車両と同様に導入すればよいからである。

「一方」以下で、異論（男性への差別）を述べてこれに反論（男性専用車両を導入すれ

ばよい) しようとしている。しかしながら、これは反論にならない。男性への差別として考えられる一つの要因は、女性専用車両導入による男性の一般車両での乗車率の上昇を原因とする混雑による男性の不快感である。男性専用車両を導入して、一般車両における乗車率上昇による女性の不快感によって、男性が抱く差別感情を軽減しようとする試みであろうが、そうならないであろう。何故なら、女性の一般車両での乗車率上昇はさほど高くなることは考えにくい。痴漢発生時間帯と考えられる朝のラッシュアワー時における乗客(通勤客)は男性の方が女性より多いからであり、男性専用車両を導入しても、女性専用車両は廃止されないからである。従って、「男性専用車両の導入は、男性への差別解消とはならない」と言える。但し、「差別」の定義は必要であろう。これは、「異論+反論」とはなっていない事例である。

[受講生 5b] 廃止でNO

--- 死刑制度を存続し、絶対的終身刑を導入すべき、という主張の根拠として、被害者遺族感情の尊重がある。しかしながら、被害者の遺族の全員が死刑制度を容認しているわけではない。地下鉄サリン事件の被害者の会代表世話人は遺族の思いを同列に語ることはできないとし、遺族の考えは様々であると述べている(朝日新聞 Digital 2018)。遺族感情の尊重を述べるのであれば、死刑に反対の立場にある遺族の感情も尊重すべきではないだろうか。---

まず、この受講生は、異論に対する反論として使用する根拠の出典を明示しているのがよい。次に、反論として、「すべての遺族が被疑者の死刑執行を求めている」と述べ、その根拠として、地下鉄サリン事件の被害者の会代表世話人の事例をあげている。「被告人に対して死刑判決を望まない日本人遺族がいることは、たとえ少数であっても、その事実を無視してはいけない」という結論になる。「異論+反論」のよい例である。

[受講生 6a] 「日本の裁判員制度を継続するか、廃止するか。廃止するのであれば、裁判官制度に戻すのか、陪審制度に変更するのか」が主題。第10回授業にて。

裁判員制度を廃止し、陪審制度を導入すべきである。---

確かに、陪審制度は裁判官の判決ではなく、選ばれた国民が最終判決を下すため、妥当性を疑われるかもしれない。しかし、すでに陪審制度が採用されているアメリカでは陪審制度への信頼は裁判官よりも高く、非常に支持されている制度である。

この受講者にとっての異論は、「裁判員制度継続の根拠は、評議の構成員に裁判官が入っているため判決が妥当」ということである。これに反論するには、「裁判官が構成員になっても判決は必ずしも妥当でない」ことを論証すればよい。それには、情報的影響を指

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多面的考え方と「反論」技術の習得
摘すればよい。堀田によれば、情報的影響とは「正解と思われるものに合わせようとさせる影響」のことである（2009:93）。この受講者が「しかし」以降で述べているのは、陪審制度のメリットであって、反論ではない。但し、「米国で信頼されている制度が日本でも信頼される制度か」は議論が必要である。

[受講生 6b] 廃止で YES

裁判に誤審の可能性がある限り、一度執行してしまうと取り返しがつかないので、死刑制度は廃止すべきである。―― 反論として、誤審の可能性を理由に死刑が廃止されるべきであるならば、同じ理由でその他いかなる刑罰も廃止されるべきであると考えられる。確かに、死刑であろうとその他の刑罰であろうと受刑者の人生に非可逆的影響を与えることに違いはない。しかし、死刑でなければ、完全でなくても、まだ取り返しがつく。そのため、まだ取り返しがつく絶対的終身刑の方が妥当と考えられる。

「『立論+反論+反駁』のよき事例である」と言える。死刑制度廃止論者が、「誤審の可能性がゼロではない」という根拠を示せば、この根拠に対して、存置論者は、「他のいかなる刑罰も誤審の可能性があるので、同様に廃止されるべきであるが、それは出来ないのと同様に死刑制度も存置すべき」と反論している。これに対して、「死刑以外であれば取り返しがつくが、死刑は取り返しがつかない」という主張は反駁にあたる。「死刑と他の刑罰は、刑罰として同じ重さである」という隠された論拠の妥当性に疑問を呈すればよい。「反論」力が発揮されているよい事例である。

4. アンケート結果

この授業に関するアンケート結果を報告する。4つの項目を5段階（最高値5で最低値が1）で尋ねた。本稿では、項目2～4のみを分析する。それぞれの項目の回答人数と平均は下記の通りである。春学期の授業は、原則対面であったが、事情でオンライン授業を希望すれば、それを認めていた。対面授業でアンケートに回答しても、筆者からは回答者の氏名はわからないが、オンライン授業では、回答者の氏名はPC操作で判明してしまう。そこで、同じ条件でなければ、アンケート結果の精度が下がるので、アンケート回答者としては対面授業の回答者のみに限定した。そのため、アンケート回答者の数が、受講者総数に較べると少ない。なお、アンケートそのものは付録2に記載している。

アンケート項目 概要

- 項目 2. 受講生の論証文に担当者が添削とコメントをつけ返却した。気づきがあったか。
- 項目 3. 受講生の共通の誤りを授業でパワーポイントを使って説明した。気づきがあったか。
- 項目 4. 非形式論理学（演繹的・帰納的推論、順・逆・裏・対偶命題、矛盾・反対関係、ド・モルガンの法則等）は論証文作成に役だったか、または役立つと思うか。

表 2

	項目 2	項目 3	項目 4
回答人数	28	28	28
平均	4.33	4.25	3.96

この分析結果から、項目 2 と項目 3 は同程度の平均であったが、項目 4 は他の 2 つの項目より 0.29 ～ 0.37 ポイント低かったが、低い平均値ではない。項目 2 と項目 3 は、具体的な論証文の分析であり、項目 4 は非形式論理学の説明とその演習であった。実際の論証文のどの箇所が誤りで、どう修正すればよいかを受講生は求めていることになる。そのために、受講生にとっては、非形式論理学の知識も有効であろう。従って、(1) 多値的考え方と (2) 「反論」技術の習得（根拠・隠された論拠を見つけ、その妥当性を問う訓練と非形式論理学の知識の応用）を添削指導と授業における誤り分析で実践する必要があるであろう。

5. まとめ

2021 年度春学期の「クリティカルシンキング」受講生に対して、10 回の論証文作成を課した。その後の最終論証文の主題は「日本の死刑制度」であった。多値的考え方と非形式論理学の知識の応用を含む「反論」技術習得が論証文作成力向上に資していることを指摘した。「日本の死刑制度」を議論するためには、絶対的終身刑の導入の是非も議論する必要がある。2 つの視点（死刑制度の存廃と絶対的終身刑導入の是非）から、4 つの立場が考えられることになる、という多値的考え方の重要性に気づいてもらうための主題である。

本稿では、受講生の書いた「日本の死刑制度」に関する 6 つの論証文事例を 3 種類に分類した。①誤った否定文作成が 1 事例、②誤った「反論」が 3 事例、③「反論」技術の向上が 2 事例であった。この分析の結果、論証文作成には、次の 2 点が代表的な留意点である、と言える。

- (1) 多値的考え方に基づき、否定文を的確に作成すること。例えば、絶対的終身刑を
 ①導入する、②導入しなくてもよい、③導入しない、という 3 領域に分類すること。

平柳：「クリティカルシンキング」という授業における論証文作成力向上に資する多面的考え方と「反論」技術の習得

- (2) 「反論」技術の習得のために、根拠と隠れた論拠を見つけ、その妥当性を検証し、それを立論と反論に使用すること。また、その技術習得のために非形式論理学の知識を応用すること。

2021年度春学期に実施されたアンケート調査の結果に基づき、「個々の論証文の添削や授業における誤り分析を通して、『反論』技術を向上させるために何を習得・応用すればよいかに気づく」ことの重要性を確認した。

参考文献

- 市川伸一 (1997). 『考えることの科学』 42 東京 中央公論新書
- 井上千以子 (2008). 『大学における書く力 考える力－認知心理学の知見をもとに』 131 東京 東信堂
- 大井恭子 (2006). 「クリティカルにエッセイを書く」『クリティカル・シンキングと教育－日本の教育を再構築する－』 124 京都 世界思想社
- 萱野稔人 (2017). 『死刑 その哲学的考察』 61 69 72 83 89-91 119 東京 ちくま新書
- 香西秀信 (1995). 『反論の技術』 21 東京 明治図書
- 香西秀信 (2009). 『論理病をなおす！ 処方箋としての詭弁』 156 東京 ちくま新書
- 竹内薫 (2017). 『文系のための理数センス養成講座』 76 東京 新潮新書
- 辻幸雄 (2001). 『ことばの認知科学辞典』 340 東京 大修館書店
- 仲島ひとみ (2018). 『それいけ！ 論理さん』 46 東京 筑摩書房
- 野矢茂樹 (2001). 『論理トレーニング』 140 東京 産業図書
- 野矢茂樹 (2006). 『入門！ 論理学』 57 70 東京 中央公論新書
- 野矢茂樹 (2006). 『新版 論理トレーニング』 57 東京 産業図書
- 福澤一吉 (2002). 『議論のレッスン』 80 東京 生活人新書
- 藤澤伸介 (2011). 『言語力 認知と意味の心理学』 175-176 東京 新曜社
- 堀田秀吾 (2009). 『裁判とことばのチカラ』 93 東京 ひつじ書房
- 松本茂 (1996). 『頭を鍛えるディベート入門』 43 東京 講談社
- 道田泰司・宮元博章 (1999). 『クリティカル進化論』 27 京都 北大路書房

付録1 2021年度 春学期における「クリティカルシンキング」の授業内容

	授業内容
第1回	「クリティカルシンキングとは何か」を考える。「大学生の評価方法としての筆記テストの是非」と題する論証文を作成する。
第2回	演繹的・帰納的推論と書き言葉・話し言葉を学ぶ。「日本における英語公用化の是非」と題する論証文を作成する。
第3回	演繹的・帰納的推論を復習し、必要条件・十分条件とパラグラフ構造を学ぶ。『Dr. コトー診療所』を題材に、利益衡量によるジレンマについての論証文を作成する。
第4回	必要条件・十分条件を復習し、逆・裏・対偶命題を学ぶ。「千代田区の喫煙禁止条例の是非」と題する論証文を作成する。
第5回	逆・裏・対偶命題を復習し、背理法を学ぶ。「女性専用車両継続の是非」と題する論証文を作成する。
第6回	背理法を復習し、アブダクションと条件文の双条件解釈を学ぶ。PC (Political Correctness) に関する論証文を作成する。
第7回	アブダクションと条件文の双条件解釈を復習し、「議論」とトゥールミン・モデルと矛盾・反対関係を学ぶ。「大相撲の儀式における女人禁制の是非」と題する論証文を作成する。
第8回	「議論」とトゥールミン・モデルと矛盾・反対関係を復習し、立論・異論・反論・反駁を学ぶ。「フランス下院におけるブルカ着用禁止法の是非」と題する論証文を作成する。
第9回	立論・異論・反論・反駁を復習し、ド・モルガンの法則を学ぶ。「文化相対主義の是非」と題する論証文を作成する。
第10回	ド・モルガンの法則を復習し、裁判員制度と陪審制度について学ぶ。「日本の裁判員制度継続の是非」と題する論証文を作成する。
第11回	日本の死刑制度と絶対的終身刑について学ぶ。
第12回	授業中試験のための復習をする。
第13回	授業中試験を実施する。
第14回	「日本の死刑制度」に関する論証文作成を授業中に実施する。

付録2 2021年度 春学期の「クリティカルシンキング」におけるアンケート

2021年7月7日

「クリティカルシンキング」受講の皆さん

今年は新型コロナウイルス感染防止のため、第1回から第3回までオンデマンド授業で、その後は幸いにも、最後まで対面授業を実施することが出来ました。今日で12回目の授業です。

この授業を受講して、知的好奇心が刺激され、新しい気づきがありましたか。この授業は、本学本学部で、2016年度以降、春学期のみ毎年開講されています。今年で、この授業担当をするのが6年目になります。昨年度まで説明しなかったことも、今年度は取り入れました。そこで、今年度の授業を振り返りたいと考えています。

以下の質問に回答してもらえれば助かります。対面授業の受講者の人は無記名で提出してもらいます。オンデマンド授業の受講者の人は、この用紙に氏名を書かなくてもPC操作で氏名が判明してしまいます。今後執筆する可能性のある筆者の論文に、このアンケート結果を記載するかもしれませんが、その場合でも回答してくれた皆さんの氏名は一切公表しません。またこのアンケート結果は最終評価には一切反映させません。

次の1～4の質問項目では、下記の選択肢の中で一番ふさわしいと思う番号に○をつけて下さい。

5：大変そう思う 4：そう思う 3：わからない 2：そう思わない
1：全然そう思わない

1. この授業に、熱心に取り組み（時間的かつ内容的）ましたか。
2. 受講生に論証文を書いてもらい、担当者がそれに添削とコメントをつけ返却しました。何らかの気づきがあり、役立ちましたか。
3. 受講生の共通している誤りに関して、授業でパワーポイントを使って説明しました。何らかの気づきがあり、役立ちましたか。
4. 非形式論理学（演繹的・帰納的推論、逆・裏・対偶命題、ド・モルガンの法則、条件文の双条件解釈等）は論証文作成または何かを考えるときに役だった、または役立つと思いますか。

